

調達価格等算定委員会（第101回） 議事要旨

○日時

令和7年1月17日（金）9：00～11：03

○場所

オンライン会議

○出席委員

秋元圭吾委員長、安藤至大委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

- （1）入札制・地域活用要件について
- （2）残る論点について

○議事要旨

- （1）入札制・地域活用要件について

委員

（入札制について）

- ・ 事務局の提案に特段の異論無し。
- ・ 国民負担の下で支援したバイオマス発電がFIT／FIP支援期間後にバイオマス比率を一定以上減少させることは不適切であるという考えに賛同。
- ・ FIT／FIP支援期間後のバイオマス比率の減少を抑止するための措置として、バイオマス比率を一定以上減少させた場合には、指導などの対象とし、指導を行ったときはその旨を公表するということだが、それだけで適切な行動を促すために十分であるか疑問。実効性を持った規制／指導の方法を検討すべき。
- ・ FIP／FIT支援期間後の適切な事業継続だけでなく、今後PPA事業等を含め、FIT／FIP外の事業が増えることで、事業規律の担保が難しくなるのではな

いか。非 F I T / 非 F I P 電源についても、廃棄を含めた適切な事業の実施に向けて、自治体等が状況を把握できるような環境整備について検討すべきではないか。

- 1 万 k W 以上の一般木質等バイオマスについては、諸外国では既に自立化に向けて進められている例があることや、日本においても直近の入札が無い状況を踏まえると、支援の対象外とする方向性に賛同する。
- 入札対象区分の設定に当たっては、費用効率性等に基づき判断されるべきであり、結果的に優遇されてしまうことが無いように留意すべき。例えば、小規模電源が入札対象外とされることにより、低圧分割の懸念から本来は抑制されるべき小規模電源への分散が進むことが無いよう、支援水準の設定等、全体のバランスを慎重に検討すべき。
- F I T / F I P 支援期間後のバイオマス発電に対する懸念としては、化石燃料転換と事業廃止が存在する。本来の目的であるゼロエミッション社会の実現に貢献するような、グリーンアンモニアやグリーン水素への転換であれば抑制されるものではないのではないか。
- バイオマス発電の化石燃料転換抑止に当たっては、十分かつ合理的なカーボンプライシングの導入が基軸であることを再認識すべきであり、そのうえで現状は十分な水準に達していない。国民負担により支援されたにもかかわらず、バイオマス電源として維持されない事態となると、国としての品格や意思に疑義が生じてしまうのではないか。
- F I T / F I P 支援期間後もバイオマス発電事業が継続されるためには、第一義には供給力を提供できる電源として、市場等で十分な収益が得られるような制度設計が。本委員会の審議事項ではないが、調整力市場や容量市場の改革が最も重要。
- 卒 F I T / 卒 F I P バイオマスの調整力市場や容量市場への参加に当たって、業界等から制度上の検討事項があるのであれば、必要に応じて業界自らが早い段階で広域機関等と調整されることと期待している。例えば容量市場のメインオークションであれば、対象実需給年度の 4 年前の募集となるため、業界には対応が遅れることが無いよう検討いただきたい。
- 一般木材等バイオマスについて、既に十分な F I T 認定量が存在しているという点は、2030 年エネルギーミックスの目標に達しているという趣旨だと理解しているが、エネルギーミックスの数値は構成を絶対的に固定するものではないので、支援対象の判断において比重を高くおかない方が良いのではないか。
- 大規模バイオマスを支援対象外とする結論に異論はないが、一般論として、国ごとでエネルギー構成や調達状況等が異なるので、諸外国で支援対象外とされている状況について、論拠として比重を高くおかない方が良いのではないか。
- 一定以上バイオマス比率を減少させた場合に指導の対象とし、指導を行ったときはその

旨を公表することについては、他電源との取扱いの公平性や、支援開始時点での制度との関係性について検討すべき。

(地域活用要件について)

- ・ 事務局の提案に特段の異論はない。
- ・ 自治体ごとに状況が異なることから、一律のルールを定めることは困難だとしても、太陽光発電事業者が自治体と連携し、災害時等における有効活用を進めることは重要であり、地域理解の促進にもつながる。実行的な運用につながるよう、自治体・発電事業者にも努力いただきたい。
- ・ 地域活用要件を具備する電源の活用促進に向けて、データベースによるマッピングが効果的ではないか。
- ・ 営農型太陽光発電については、農地転用許可を取得しない等の不適切な事業については厳格に対応するとともに、適切な事業実施を促しながら、太陽光の導入拡大に向けて促進も検討すべき。
- ・ 災害が増加する中で重要な取組。国から自治体への情報提供に当たっては、自治体のリソースが限られる中でもしっかりと情報が伝わるよう工夫してほしい。

事務局

(入札制について)

- ・ 陸上風力の入札回数・募集容量については、引き続き、応札容量の動向等を踏まえながら、導入拡大と価格競争の促進の双方の観点から検討していきたい。
- ・ 小規模電源に関わらず入札対象外の電源についても、引き続きコスト効率的な事業実施を促進していきたい。
- ・ F I T / F I P 支援期間後のバイオマス比率の減少について、基準設定に当たっては、現状 40%以上のバイオマス比率の減少が F I T / F I P 制度の価格変更事由とされていること等、これまでの取扱いや今後の動向等も踏まえながら慎重に検討していきたい。
- ・ バイオマス比率の減少の抑止に向けて、指導・公表等の措置に限定せず、実効性のある対策の在り方を検討していきたい。
- ・ バイオマス発電の事業継続に関しては、関係部局／審議会とも連携しながら、御指摘のようにカーボンプライシングを基軸として、実効性のある制度設計となるように、本委員会においても引き続きフォローしていきたい。
- ・ バイオマス電源の調整力としての利用促進のため、需給調整市場や容量市場等の

様々な制度設計に関して、事業者団体による早期の検討の重要性に関して示唆をいただいた。

- ・ 今般支援対象外の検討がなされている一般木質等の1万kW以上及び液体燃料は、エネルギーミックス水準や諸外国の状況は判断材料として十分でないという御指摘を踏まえて、整理をしたい。
- ・ FIT/FIP制度の支援を受けた設備を維持しながら、バイオマス以外の燃料へと転換される事態が生じ得ることから、事業廃止による事業継続の懸念とは大きく状況が異なるが、引き続き他電源とのバランス等も踏まえながら、慎重に検討していきたい。

(地域活用要件について)

- ・ 緊急時等の活用促進に向けては、平時から備えておくことが重要。地域ごとに状況が異なることから、自治体のニーズや連携の状況等を踏まえながら、FIT/FIP制度において、再エネ電源の非常時の活用に向けた自治体の取組をより円滑とするもの。
- ・ 非FIT/非FIPの取扱いについては、他の検討会において、FIT/FIP電源に関わらず、太陽光の適切な解体・撤去、リサイクルまでを含めた制度の検討がなされており、非FIT/非FIP電源の規律についても、引き続き検討を進めていきたい。
- ・ 営農型太陽光に関しては、関係法令違反等の事例については厳格に対処するとともに、再エネの導入拡大の観点から、地域と共生した優良事例については横展開を行う等、両面で進めていきたい。

委員長

(入札制について)

- ・ 事務局の提案に特段の異論はなかった。

(2) 残る論点について

委員

- ・ 事務局の提案に特段の異論はない。

(バランスコスト関係)

- ・ バランスコストの増額措置対象として、既に先行的にFIP認定を受けた事業との公平性への配慮と早期のFIP移行を促進する観点から、運転開始年度を問わず対象とする事務局の提案に賛同する。

- ・ バランシングコストの水準として、1 円の増額は大きいようにも思われるが、出力制御順の変更により生じる国民負担抑制の範囲内とし、過度なインセンティブとならないよう設計されたものと理解。

(FIP 制度のみ認められる対象関係)

- ・ F I P 制度のみ認められる発電設備の出力の検討に当たって、J E P X での売買は必須ではないことは留意すべき。

(価格調整スキーム関係)

- ・ 価格調整スキームにおいては、調整後の絶対額についても、公募の度に上限水準を審議することに賛同。

(地熱発電関係)

- ・ J O G M E C の資源量調査により地熱発電の導入が進むことを期待。
- ・ 事業予見性の観点から、2026 年度以降のバランシングコストの水準についても、一定程度見通しが必要ではないか。

(初期投資支援スキーム関係)

- ・ 初期投資支援スキームの開始時期として、2026 年度以降の適用とした場合、事業時期の先送りの懸念があることから、2025 年 10 月とすることに賛同。
- ・ 住宅用太陽光の初期投資支援期間の価格水準は、昼間の自家消費のディスインセンティブとならないか懸念。小売電気事業者の夜間電力料金と比較すべき。
- ・ 初期投資スキームの適用を受ける事業の調達期間/交付期間の短縮において、初期投資支援期間から短縮する方針について賛同するが、事業開始が遅れてしまうと十分な支援を受けることが出来ないのではないか。
- ・ 初期投資支援スキームにおいても廃棄費用の適切な積立てが行われるような制度設計としていただきたい。

事務局

- ・ バランシングコストの将来水準については、国民負担の抑制を踏まえつつ、引き続き検討したい。
- ・ F I P制度のみ認められる対象の検討においては、相対取引をはじめ、J E P Xでの取引は必要条件ではないという前提の下で、引き続き各電源の実態も踏まえながら検討していきたい。
- ・ 調達期間/交付期間の短縮については、運転開始の準備が整った段階で認定申請がなされ、認定の取得後は速やかに運転が開始されることが前提であるが、そのうえで電源ごとに十分な運転開始期間を設定している。

委員長

- ・ 事務局の提案に特段の異論はなかった。
- ・ 初期投資支援価格の水準に関して、事務局には、小売電気事業者の夜間電力料金水準を調査いただきたい。